

## 横浜市 庁舎駐車場指定管理者選定委員会 第3回 議事要旨

### 1 日時

平成21年7月24日（金） 15:20～17:30

### 2 場所

関内中央ビル3階 3A会議室

### 3 出席者

中村委員長 池田委員 小池委員 西ヶ谷委員 長谷川委員

### 4 議事

- (1) 二次審査（ヒアリング）の実施
- (2) 優先交渉権者・次点候補者の決定について
- (3) 審査報告書の項目について

### 5 審議結果

- ・優先交渉権者及び次点候補者の決定
- ・審査報告書項目の決定

### 6 議事要旨

#### (1) 二次審査の実施

##### 1 パークニ四株式会社

- 委員 原状回復について、ゲート基礎など持ち運びができないものについては次の指定管理者に引き継いでも金銭的な問題はないのか。
- 事業者 撤去の必要性がない、または次の指定管理者が利用できるものについては、協議の上そのまま残していくことも想定している。金銭的な問題はない。
- 委員 電気自動車の普及促進についてはどのように考えているのか。
- 事業者 駐車場事業者としては充電設備の充実、電気自動車のカーシェアの仕組みの構築、公用車のカーシェアによる市民との協働という取り組みにも対応したい。
- 委員 実績として公用車を使ったカーシェアリングについて、実績や具体的なやり方はあるのか。
- 事業者 実績はまだないが、方法について案はある。
- 委員 充電器は事業者負担で行っているのか。
- 事業者 今回については市負担で用意すると公募要項にあるが、弊社においては自己負担で独自に進めている。
- 委員 パークアンドライドの使い方について、庁舎駐車場としての使い方とどう折り合いをつけるのか。
- 事業者 そうした取り組みをしたいとは思っているが、庁舎駐車場というのが主の公共財であるので、十分議論の上対応したい。
- 委員 配置人数について、提案人数より増えた場合、その人件費は市負担となるのか。また増減は

区ごとに見るのか。

事業者 市のニーズに添うように提案しているが、増加が必要な場合も考えられる。納付金での調整となるが、他に削減できる部分があれば、ブロック内で調整する。

委員 減免の認証について、より利用者にわかりやすい方法はとれないか。

事業者 適正利用の促進、不正利用の防止には、確実な認証が必須である。多少の弾力性を持たせ、利用者自身による認証などを行なう妥協案も考えられるが、市と協議の上、最終的な調整案を出していきたい。

## 2 日本環境マネジメント株式会社

委員 あえて駐車場利用の減少という計画を立てているように理解したが、理由は何か。

事業者 車から公共交通機関への転換についてのPRを全箇所を実施し、ホームページなどで広域的にアピールすることで、開庁時については利用台数が減少傾向となる計画を立てている。

委員 現在いくつかの庁舎駐車場は混雑しているが、何が原因なのか。

事業者 それほど車を利用しない時間帯であるのに混雑してしまっている。車を使わないという意識を持ってもらうために広報を行ってきたい。

委員 駐車場の混雑対策は、行政と事業者が協働で取り組んでいかなければならない。駐車場運営だけでなく、区役所との連携が必要である。

事業者 駐車場が混雑した場合の対処については、交通誘導や警備などの実績があると考えている。また、庁内スケジュールを前提とした管理運営が重要となる。

委員 駐車場管理および減免についての実績はあるのか。

事業者 指定管理者物件については、駐車場の管理実績はないが、民間駐車場、官公庁駐車場の管理実績はある。実際の警備業務として駐車場での交通誘導業務を主に行なっている。減免については駐車場でない施設の管理において行っている。

## 3 アマノマネジメントサービス株式会社

委員 利用者から直接市にクレームが来た場合について確認したい。

事業者 利用者が市の窓口に来た場合、まずサポートセンターの連絡先を案内してもらおう。それでも納得されない場合は市の職員の方にサポートセンターに電話してもらおう。トラブルの内容によって、緊急出動、社員による対応、お客様相談室による対応と、対応内容が変わってくる。

委員 具体的な認証方法について、市の職員の具体的な作業はどうなるのか。また、既設で御社の設備が入っているのはどこか。

事業者 機械で管理する駐車場については、機械で駐車券を出し、それを庁舎内の割引ライターに入れる。人による管理では受付券を発行し、庁舎でスタンプなどを押してもらい、認証とする。既設で弊社設備が入っているのは、港北区役所、都筑区役所、青葉区役所などである。

委員 御社は事業を拡大していると思われるが、駐車場数の増加に伴う人材育成の課題についてはどういった意識で行っているのか。

事業者 現在、管理運営などサービス業態の方のニーズが高い。グループ内の事業構成が変わってきている。

## (2) 優先交渉権者・次点候補者の決定について

Aブロックについては、パーク二四株式会社を優先交渉権者として、アマノマネジメントサービス株式会社を次点候補者として決定。Bブロックについては、パーク二四株式会社を優先交渉権者として、日本環境マネジメントサービス株式会社を次点候補者として決定。

委員 Bブロックの次点候補者である日本環境マネジメント株式会社については、指定管理者とする場合には相当の配慮が必要である。また、両ブロックの優先交渉権者であるパーク二四株式会社とはスムーズな交渉を行い、優先交渉権者の実績を活かした駐車場計画となるように事務局も尽力してほしい。

## (3) 審査報告書の項目について

審査報告書の項目について委員了承

(以上)